

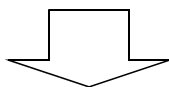
役員の報酬等及び職員の給与水準の公表について

・公表の経緯について

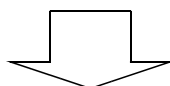
《国立大学法人》

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H22.11.1閣議決定)

- 3(4) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。(以下略)



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を策定(H17.2.7)(改定:H18.2.22, H19.2.20, H20.3.18) H20~22年度は改定なし



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 期末特別手当の支給月数の変更(年間支給月数は変更なし) }

理事 { 法人の長に同じ。 }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 法人の長に同じ。 }

監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,343	千円 12,720	千円 4,534	千円 89 (寒冷地手当)			
A理事	千円 13,730	千円 10,056	千円 3,585	千円 89 (寒冷地手当)		3月31日	
B理事	千円 12,785	千円 9,360	千円 3,336	千円 89 (寒冷地手当)			
C理事	千円 12,747	千円 9,360	千円 3,336	千円 51 (寒冷地手当)			
D理事	千円 13,239	千円 9,360	千円 3,336	千円 51 (寒冷地手当) 492 (単身赴任手当)			

E理事 (非常勤)	千円 787	千円 787	千円 0	千円 0 ()	4月1日		
A監事	千円 10,686	千円 7,812	千円 2,785	千円 89 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,120	千円 2,120	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円 8,171 (53,427)	年 月 6 (37)	H24.3.31	1.0	経営協議会において在職期間を総合的に判断して、業績評価「1」と決定された。	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	(1) 毎年1月1日に、同日前1年間における職員の勤務成績に応じて行うものとし、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として、一定の基準に従い決定することができる。 (2) 職員が職務上特に功績があった場合、表彰又は顕彰を受けた場合に(1)に準じて昇給させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・平成22年1月1日の昇給抑制を受けている平成23年4月1日段階で43歳未満の職員に対する1号俸回復
- ・月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の算定基礎から日曜日等を除外
- ・管理職手当の総括技術長へ適用及び附属図書館長の適用区分変更
- ・期末・勤勉手当の年間の支給月数を変更(年間支給月数3.95は変更なし)
- ・義務教育等教員特別手当の限度額を引下げ(本給月額平均2.2% 平均1.5%)
- ・教育職(二)の職員に適用する調整数を引下げ(1.5 1.25)
- ・中央手術部に勤務する看護職員に対し、手術看護手当を新設(月額10,000円)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1158	44.2	6,339	4,754	34	1,585
事務・技術	299	41.6	5,148	3,892	49	1,256
教育職種 (大学教員)	472	48.6	7,935	5,911	25	2,024
医療職種 (病院看護師)	258	39.2	4,897	3,702	28	1,195
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	22	42.5	6,765	5,110	43	1,655
教育職種 (附属義務教育学校教員)	39	44.9	6,849	5,172	65	1,677
医療職種 (病院医療技術職員)	63	42.5	5,315	3,994	34	1,321
その他医療職種 (看護師)	1					
指定職種	2					

再任用職員	6	62.5	3,043	2,597	50	446
事務・技術	5	62.5	3,073	2,624	56	449
技能・労務職種	1					

非常勤職員	286	32.1	3,724	2,980	28	744
事務・技術	23	49.5	3,431	2,598	55	833
教育職種 (大学教員)	21	43.5	7,141	5,390	29	1,751
医療職種 (病院医師)	55	34.1	2,843	2,843	18	0
医療職種 (病院看護師)	154	26.5	3,626	2,793	24	833
技能・労務職種	6	49.3	3,332	2,518	35	814
医療職種 (病院医療技術職員)	27	32.6	3,754	2,878	49	876

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、作業員等を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)、指定職種及び再任用職員の事務・技術については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員及び任期付職員並びに再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、その他医療職種(看護師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

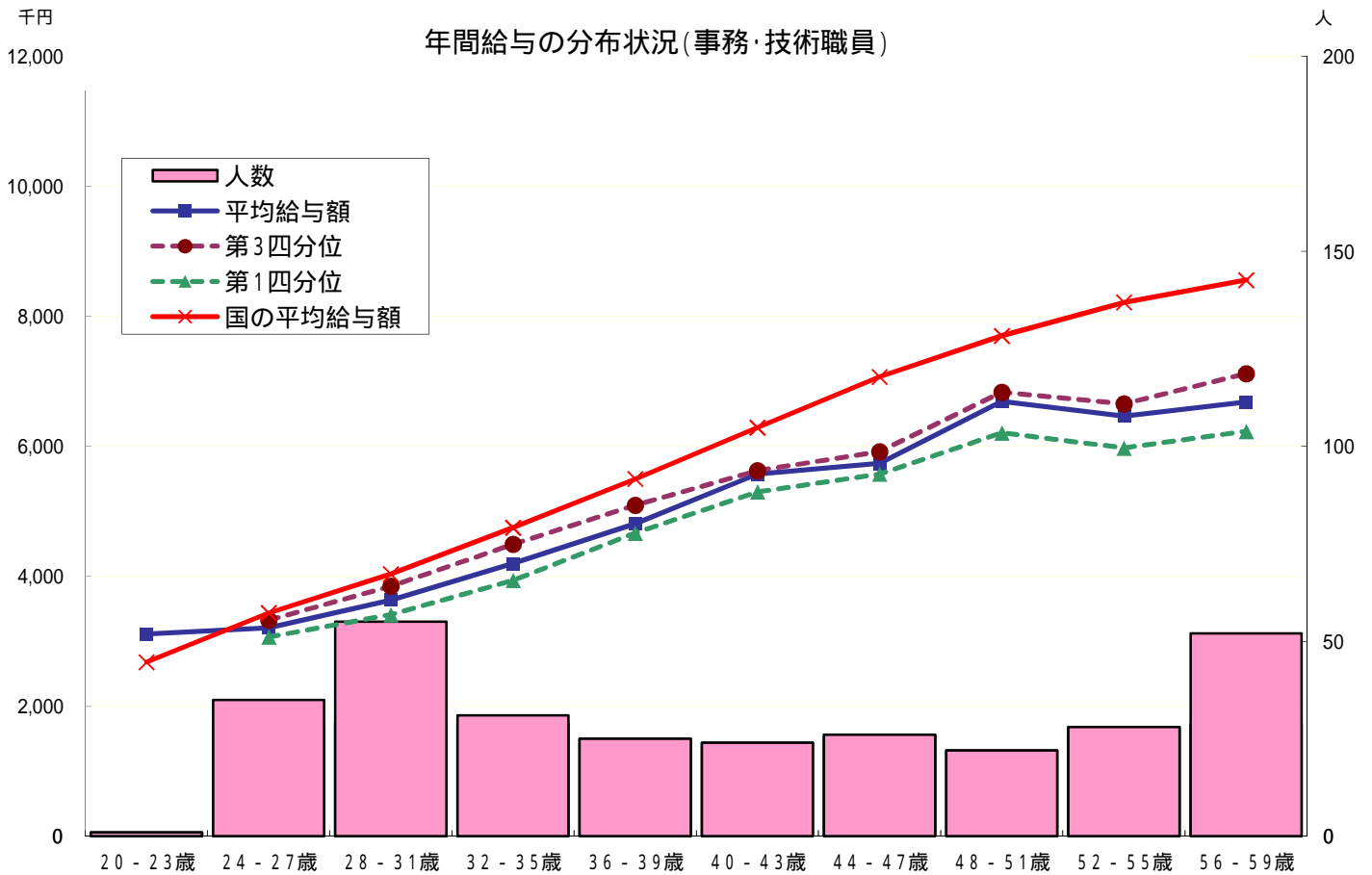
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 19	歳 46.4	千円 7,141	千円 7,141	千円 26	千円 0
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 3	歳 32.2	千円 5,408	千円 5,408	千円 8	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 15	歳 48.2	千円 7,428	千円 7,428	千円 28	千円 0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員並びに非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

注2:非常勤職員の事務・技術職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



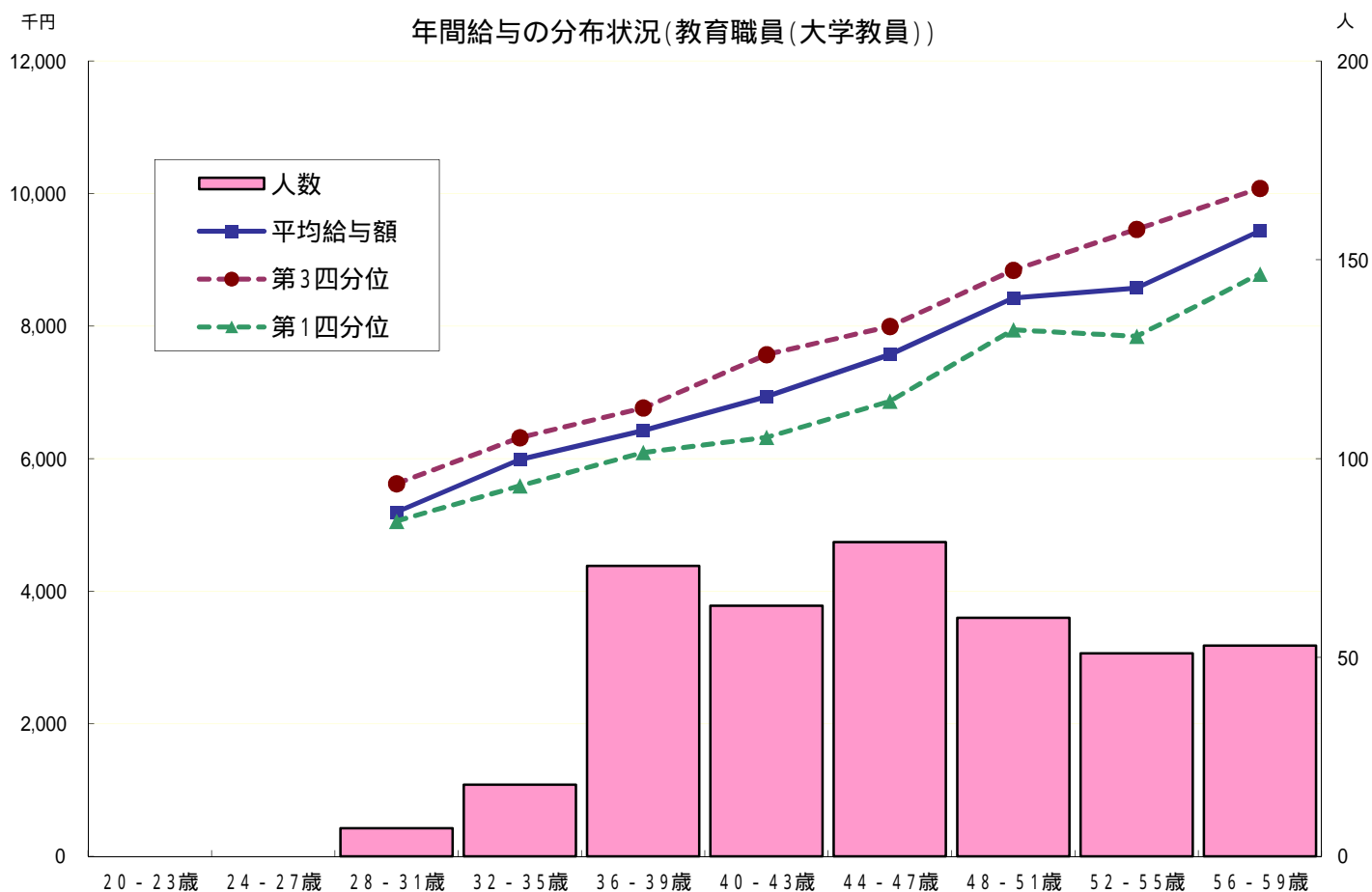
注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	56.1	9,182	9,535	10,229
課長	22	55.0	7,268	7,592	7,949
課長補佐	70	53.6	6,106	6,284	6,546
係長	90	42.3	4,789	5,229	5,649
主任	2	39.0	-	-	-
係員	110	30.2	3,286	3,547	3,761

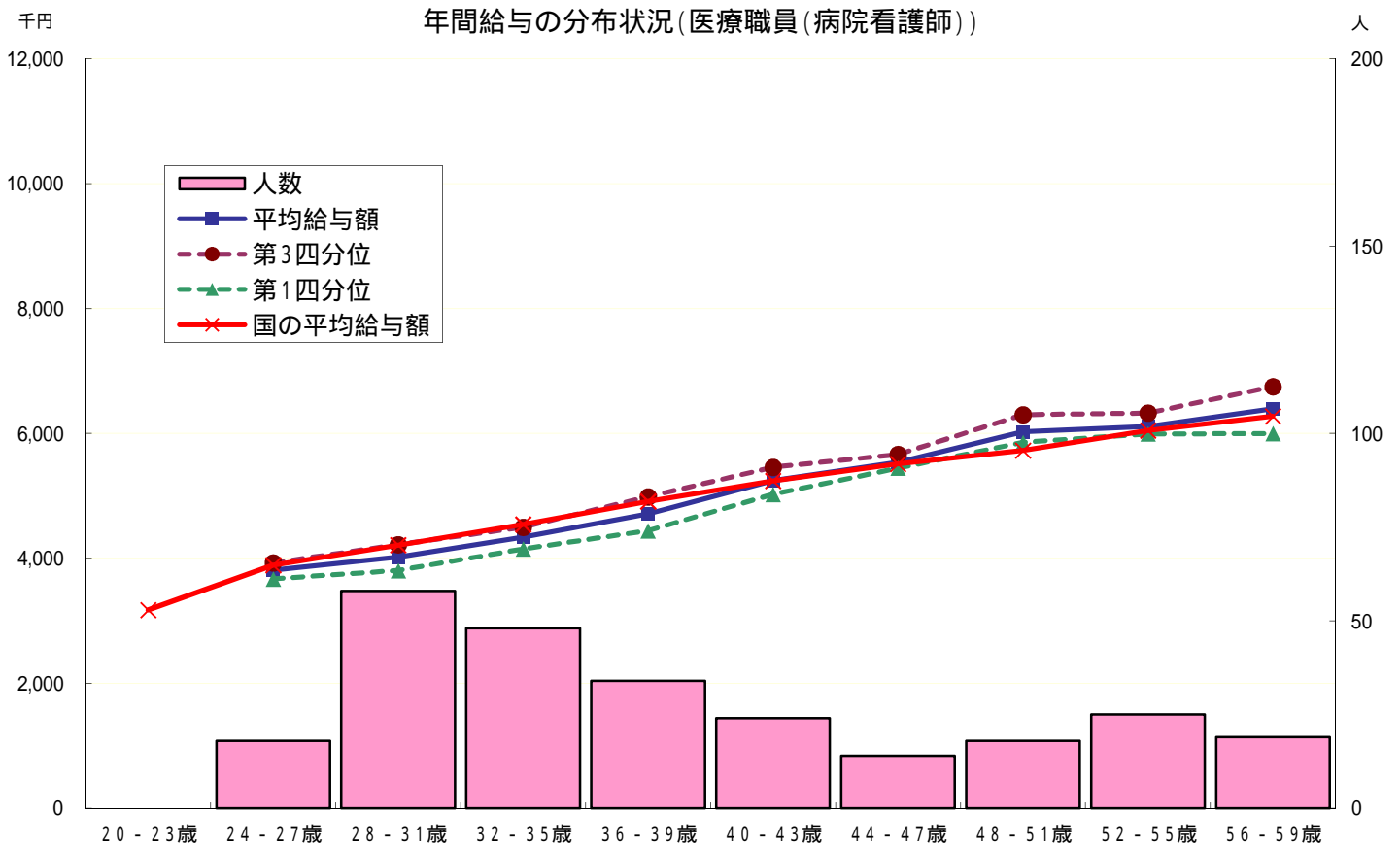
注1: 「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」を含み、「係長」には「主査」を含み、「係員」には「課員」を含む。

注2: 主任の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	157	56.4	9,081	9,621	10,147
准教授	136	48.1	7,398	7,794	8,221
講師	56	43.9	6,781	7,184	7,847
助教	123	41.3	5,872	6,183	6,521



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	58.5	-	-
副看護部長	3	55.5	-	-
看護師長	24	53.1	6,064	6,612
副看護師長	57	45.7	5,265	5,994
看護師	171	34.5	3,961	4,584
准看護師	2	56.0	-	-

注1: 看護部長及び准看護師の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	係長・主任	課長補佐・係長	課長・課長補佐
人員(割合)	299人	43人 (14.4%)	73人 (24.4%)	92人 (30.8%)	44人 (14.7%)	35人 (11.7%)
年齢(最高～最低)		53～22歳	59～27歳	59～33歳	59～43歳	59～49歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,904～2,144千円	4,347～2,416千円	4,749～3,087千円	5,272～4,110千円	6,267～4,532千円
年間給与額(最高～最低)		3,819～2,820千円	5,688～3,200千円	6,454～4,054千円	7,029～5,602千円	8,151～6,207千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		副理事・部長 課長	副理事・部長	副理事・部長	別に定める	別に定める
人員(割合)		8人 (2.7%)	4人 (1.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		58～43歳	59～49歳			
所定内給与年額(最高～最低)		6,918～5,598千円	7,838～6,822千円			
年間給与額(最高～最低)		8,944～7,435千円	10,438～9,182千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	472人	該当者なし (%)	123人 (26.1%)	56人 (11.9%)	136人 (28.8%)	157人 (33.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)			62～30歳	55～32歳	64～34歳	64～41歳	
所定内給与年額(最高～最低)			5,926～2,981千円	6,611～4,053千円	6,589～4,533千円	8,590～5,460千円	
年間給与額(最高～最低)			7,718～3,943千円	8,646～5,503千円	8,884～6,219千円	11,729～7,385千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	258人	2人 (0.8%)	171人 (66.3%)	57人 (22.1%)	24人 (9.3%)	3人 (1.2%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			58~26歳	58~32歳	58~41歳	58~52歳	
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円	千円 4,656~2,666	千円 4,800~3,053	千円 5,399~4,131	千円 5,032~4,790	千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円 6,152~3,574	千円 6,435~4,018	千円 7,270~5,485	千円 6,968~6,637	千円

注：1級及び6級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 65.1	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 34.9	% 36.1
	最高～最低	% 44.6～32.8	% 45.3～30.4	% 45.0～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 45.2～31.8	% 41.8～29.8	% 43.4～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 64.8	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 35.2	% 36.3
	最高～最低	% 42.2～33.2	% 39.4～30.7	% 40.8～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.2	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 32.8	% 34.2
	最高～最低	% 42.2～32.0	% 39.4～29.6	% 40.8～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.7	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 33.3	% 34.7
	最高～最低	% 42.2～32.5	% 39.4～30.0	% 40.8～31.2

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	84.3
対他の国立大学法人等	96.3

(教育職員(大学教員)) 対他の国立大学法人等	92.4
----------------------------	------

(医療職員(病院看護師)) 対国家公務員(医療職(三))	98.5
対他の国立大学法人等	97.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	84.3
	参考	地域勘案 91.5 学歴勘案 84.6 地域・学歴勘案 91.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37% (国からの財政支出額 11,699百万円、支出予算の総額 31,670百万円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置		

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	98.5
	参考	地域勘案 101.1 学歴勘案 97.2 地域・学歴勘案 100.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37% (国からの財政支出額 11,699百万円、支出予算の総額 31,670百万円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,910,515	千円 8,912,616	千円 (%) 2,101 (0.0)	千円 (%) 2,101 (0.0)
退職手当支給額 (B)	千円 833,682	千円 797,234	千円 (%) 36,448 (4.6)	千円 (%) 36,448 (4.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,358,985	千円 2,957,990	千円 (%) 400,995 (13.6)	千円 (%) 400,995 (13.6)
福利厚生費 (D)	千円 1,520,068	千円 1,420,782	千円 (%) 99,286 (7.0)	千円 (%) 99,286 (7.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 14,623,250	千円 14,088,625	千円 (%) 534,625 (3.8)	千円 (%) 534,625 (3.8)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 最広義人件費については千円未満切り捨てのため、各項目の合計額とは必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比とほぼ同額となった要因として、本給表の改定及び期末勤勉手当の支給月数の変更がなかったためと考えられる。

また「最広義人件費」の対前年度比が3.8%増となった要因としては、外部資金等により雇用される職員数の増加及び福利厚生費の増加などが考えられる。

人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた5%以上の人件費削減を行い、更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することを中期目標に掲げ、平成23年度においても5%以上の人件費削減を行った。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,462,016	9,682,697	9,620,511	9,380,954	9,135,450	8,912,616	8,910,515
人件費削減率 (%)		7.4	8.0	10.3	12.7	14.8	14.8
人件費削減率(補正值) (%)		7.4	8.7	11.0	11.0	11.6	11.4

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%、1.5%、0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3: 上記平成23年度の人件費削減率(補正值)では、11.4%という数値であるが、人勤部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、11.6%という数値になる。

法人が必要と認める事項

給与特例法に対する対応

役員

検討中

職員

労使交渉中